

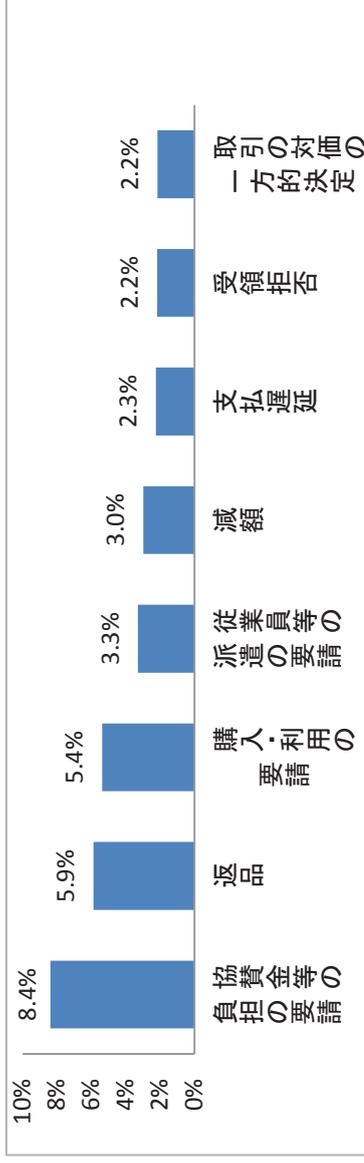
# 大規模小売業者等と納入業者との取引に関する実態調査報告書(概要)

## 第1 調査対象事業者及び調査内容

調査対象事業者	発送数	回答者数	集計対象回答者数
大規模小売業者等	822社	484社(58.9%)	447社(54.4%)
納入業者	10,000社	3,011社(30.1%)	2,228社(22.3%)

調査内容:優越ガイドラインにおいて、優越的地位の濫用となる行為類型として例示されている行為又は要請の状況

## 第2 調査結果のポイント



- ① 優越的地位の濫用につながる得る行為又は要請を受けたことがあるとの回答割合が高かった行為類型は、「協賛金等の負担の要請」、「返品」及び「購入・利用の要請」であった。
- ② 大規模小売業者等から優越的地位の濫用につながる得る行為又は要請を受けた納入業者が、自己の取引先に対して負担を依頼し受け入れてもらっていた事例が、「返品」及び「従業員等の派遣の要請」では20%を超えていた。
- ③ 大規模小売業者等の売上高100億円以上と100億円未満と比較すると、優越ガイドラインの認知度に差があり、100億円以上では認知度が高かった。また、事業規模にかかわらず、代表者・役員等及び管理職は認知度が比較的高かったものの、特に売上高100億円未満の大規模小売業者等の購買部門の一般社員は低かった。

## 第3 公正取引委員会の対応

- 1 今回の調査結果を踏まえ、公正取引委員会は、関係事業者団体等に対し、次の対応を行うこととする。
  - (1) 優越ガイドラインについて、特に認知度の低かった購買部門の一般社員を重点対象として業種別講習会を実施する。  
また、優越ガイドラインの認知度が相対的に低かった売上高100億円未満の大規模小売業者等に対しては、当該講習会への積極的な参加を促す。
  - (2) 関係事業者団体に対して、本調査結果を報告するとともに、改めて優越ガイドライン及び大規模小売業告示の内容を傘下会員に周知徹底するなど、業界における取引公正化に向けた自主的な取組を要請する。
- 2 今後とも、大規模小売業者等と納入業者との取引実態及び独占禁止法上問題となるおそれのある行為の把握に努めるとともに、仮に、優越的地位の濫用行為等独占禁止法に違反する疑いのある行為が認められる場合には、厳正に対処する。